

柏原市介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービスA事業及び通所型サービスA事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱

目次

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 訪問型サービスA

第1節 基本方針（第4条）

第2節 人員に関する基準（第5条・第6条）

第3節 設備に関する基準（第7条）

第4節 運営に関する基準（第8条～第38条）

第3章 通所型サービスA

第1節 基本方針（第39条）

第2節 人員に関する基準（第40条・第41条）

第3節 設備に関する基準（第42条）

第4節 運営に関する基準（第43条～第55条）

第4章 雑則（第56条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、柏原市介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービスA事業実施要綱（以下「訪問型サービスA実施要綱」という。）第7条及び柏原市介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービスA事業実施要綱（以下「通所型サービスA実施要綱」という。）第6条の規定に基づき、訪問型サービスA及び通所型サービスAの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱の用語の意義は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生

省令第36号。以下「省令」という。)及び訪問型サービスA実施要綱及び通所型サービスA実施要綱の定めるところによる。

(事業の一般原則)

第3条 訪問型サービスA事業及び通所型サービスA事業を行う者(以下「サービス事業者」という。)は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 サービス事業者は、事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、他の第1号事業を行う者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者並びに市町村との連携に努めなければならない。

第2章 訪問型サービスA

第1節 基本方針

(基本方針)

第4条 訪問型サービスAの事業は、利用者の有する能力等を踏まえながら日常生活に必要な家事等の生活援助や自立生活支援のための見守りの援助を行うことにより、利用者がその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者等の員数)

第5条 訪問型サービスAの事業を行う者(以下「訪問型サービスA事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「訪問型サービスA事業所」という。)ごとに置くべき従業者(訪問型サービスAの提供に当たる介護福祉士、法第8条第2項に規定する政令で定める者又は市長が指定する研修を修了した者をいう。以下「訪問型サービスA従事者」という。)の員数は、常勤換算方法(当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下同じ。)で1.5以上とする。

- 2 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスA事業所ごとに、常勤の訪問型サービスA従事者のうち、利用者（当該訪問型サービスA事業者が指定居宅サービスに該当する訪問介護又は指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問介護若しくは柏原市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第3条第1号ア（ア）に規定する旧介護予防訪問介護に相当する訪問型サービス事業（以下「指定訪問介護等」という。）の指定を併せて受け、かつ、訪問型サービスAの事業と当該指定訪問介護等の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における訪問型サービスA又は当該指定訪問介護等の利用者。以下この条において同じ。）の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者を訪問事業責任者としなければならない。この場合において、当該訪問事業責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。
- 3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 第2項の訪問事業責任者は、介護福祉士又は厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者（平成24年厚生労働省告示第118号）に定める者をもって充てなければならない。ただし、利用者に対する訪問型サービスAの提供に支障がない場合は、訪問型サービスA事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
- 5 第2項の規定にかかわらず、常勤の訪問事業責任者を3人以上配置し、かつ、訪問事業責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している訪問型サービスA事業所において、訪問事業責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあつては、当該訪問型サービスA事業所に置くべき訪問事業責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。

（管理者）

第6条 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスA事業所ごとに

専らその業務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、訪問型サービスA事業所の管理上支障がない場合は、当該訪問型サービスA事業所の他の業務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の業務に従事することができる。

第3節 設備に関する基準

第7条 訪問型サービスA事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、訪問型サービスAの提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

2 訪問型サービスA事業者が、指定訪問介護等の事業を行う者の指定を併せて受け、かつ、訪問型サービスAと指定訪問介護等の事業のいずれかの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、当該事業所において一体的に運営する指定訪問介護等の事業において必要となる設備、備品等に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第8条 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第24条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問型サービスA従事者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 訪問型サービスA事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該訪問型サービスA事業者は、当該文

書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるものの

ア 訪問型サービスA事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 訪問型サービスA事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、訪問型サービスA事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の電子情報処理組織とは、訪問型サービスA事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 訪問型サービスA事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に掲げる方法のうち訪問型サービスA事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の承諾を得た訪問型サービスA事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項に規定する承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第9条 訪問型サービスA事業者は、正当な理由なく訪問型サービスAの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第10条 訪問型サービスA事業者は、当該訪問型サービスA事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な訪問型サービスAを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を行う者又は法第58条第1項の指定介護予防支援事業者（以下「第1号介護予防支援事業者等」という。）への連絡、適当な他の訪問型サービスA事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第11条 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、柏原市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱第3条に規定する居宅要支援被保険者等（以下「居宅要支援被保険者等」という。）であるかの確認及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

2 訪問型サービスA事業者は、前項の被保険者証に、法第73条第

2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、訪問型サービスAを提供するように努めなければならない。

(心身の状況等の把握)

第12条 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAの提供に当たっては、利用者に係る第1号介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第30条第9号及び柏原市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号介護予防支援事業の人員及び運営並びに第1号介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(第1号介護予防支援事業者等との連携)

第13条 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAを提供するに当たっては、第1号介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る第1号介護予防支援事業者等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護予防ケアプラン等に沿ったサービスの提供)

第14条 訪問型サービスA事業者は、介護予防サービス計画（省令第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）又は介護予防ケアプラン（法第115条の45第1項第1号ニに規定

する第1号介護予防支援事業により作成されるサービス計画をいう。) (以下「介護予防ケアプラン等」という。) が作成されている場合は、当該計画に沿った訪問型サービスAを提供しなければならない。

(介護予防ケアプラン等の変更の援助)

第15条 訪問型サービスA事業者は、利用者が介護予防ケアプラン等の変更を希望する場合は、当該利用者に係る第1号介護予防支援事業者等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第16条 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスA従事者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第17条 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAを提供した際には、当該訪問型サービスAの提供日及び内容、当該訪問型サービスAについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を利用者の介護予防ケアプラン等を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第18条 訪問型サービスA事業者は、法定代理受領サービス(法第115条の45の3第3項の規定により第1号事業支給費が利用者に代わり当該第1号事業者を支払われる場合の当該第1号事業支給費に係る第1号事業をいう。以下同じ。)に該当する訪問型サービスAを提供した際には、その利用者から利用料(第1号事業支給費の

支給対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。)の一部として、当該訪問型サービスAに係る第1号事業費用基準額(柏原市介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービスA事業実施要綱第6条により算定した費用の額(その額が現に当該第1号事業に要した費用の額を超えるときは、当該現に第1号事業に要した費用の額とする。)をいう。以下この条において同じ。)から当該訪問型サービスA事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 訪問型サービスA事業者は、法定代理受領サービスに該当しない訪問型サービスAを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、訪問型サービスAに係る第1号事業費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 訪問型サービスA事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問型サービスAを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。
- 4 訪問型サービスA事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(第1号事業支給費の請求のための証明書の交付)

第19条 訪問型サービスA事業者は、法定代理受領サービスに該当しない訪問型サービスAに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した訪問型サービスAの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第20条 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスA従事者に、その同居の家族である利用者に対する訪問型サービスAの提供をさせてはならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第21条 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに訪問型サービスAの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を悪化させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって第1号事業支給費の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第22条 訪問型サービスA従事者は、現に訪問型サービスAの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及び訪問事業責任者の責務)

第23条 訪問型サービスA事業所の管理者は、当該訪問型サービスA事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

2 訪問型サービスA事業所の管理者は、当該訪問型サービスA事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 訪問事業責任者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 訪問型サービスAの利用の申込みに係る調整をすること。

(2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。

(3) 第1号介護予防支援事業者等に対し、訪問型サービスAの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者心身の状態及び生活状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

(4) サービス担当者会議への出席等第1号介護予防支援事業者等と連携に関すること。

- (5) 訪問型サービスA従事者（訪問事業責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
- (6) 訪問型サービスA従事者の業務の実施状況を把握すること。
- (7) 訪問型サービスA従事者の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- (8) 訪問型サービスA従事者に対する研修、技術指導等を実施すること。
- (9) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

（運営規程）

第24条 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスA事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種、員数及び業務の内容
 - (3) 営業日及び営業時間
 - (4) 訪問型サービスAの内容及び利用料その他の費用の額
 - (5) 通常の事業の実施地域
 - (6) 緊急時等における対応方法
 - (7) その他運営に関する重要事項
- （勤務体制の整備等）

第25条 訪問型サービスA事業者は、利用者に対し適切な訪問型サービスAを提供することができるよう、訪問型サービスA事業所ごとに、訪問型サービスA従事者の勤務の体制を整備しておかなければならない。

- 2 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスA事業所ごとに、当該訪問型サービスA事業所の訪問型サービスA従事者によって訪問型サービスAを提供しなければならない。
- 3 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスA従事者の資質の向

上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第26条 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスA従事者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスA事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第27条 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスA事業所の見やすい場所に、第24条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問型サービスA従事者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第28条 訪問型サービスA事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 訪問型サービスA事業者は、当該訪問型サービスA事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 訪問型サービスA事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

(広告)

第29条 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスA事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(不当な働きかけの禁止)

第30条 訪問型サービスA事業者は、介護予防サービス計画の作成

又は変更に関し、第1号介護予防支援事業者等の従業者又は居宅要支援被保険者等に対して、利用者に必要なサービスを提供しないサービスを提供するよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

(第1号介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止)

第31条 訪問型サービスA事業者は、第1号介護予防支援事業者等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情への対応)

第32条 訪問型サービスA事業者は、提供した訪問型サービスAに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 訪問型サービスA事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 訪問型サービスA事業者は、提供した訪問型サービスAに関し、柏原市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱第13条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 訪問型サービスA事業者は、市町村から求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

(市町村等の事業への協力)

第33条 訪問型サービスA事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した訪問型サービスAに関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村等が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第34条 訪問型サービスA事業者は、利用者に対する訪問型サービスAの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る第1号介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 訪問型サービスA事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して行った処置について記録しなければならない。

3 訪問型サービスA事業者は、利用者に対する訪問型サービスAの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害を賠償しなければならない。

(会計の区分)

第35条 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスA事業所ごとに経理を区分するとともに、訪問型サービスAの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録等の整備)

第36条 訪問型サービスA事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録等を整備しておかなければならない。

2 訪問型サービスA事業者は、利用者に対する訪問型サービスAの提供に関する次の各号に掲げる記録等を整備し、当該記録等に係る訪問型サービスAを提供した日(第2号に掲げる記録にあつては当該通知の日、第5号に掲げる計画にあつては当該計画の完了の日)から5年間保存しなければならない。

(1) 第17条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 第21条の規定による市町村への通知に係る記録

(3) 第32条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(4) 第34条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録

(5) 第38条第2号の訪問型サービスA計画

(訪問型サービスAの基本取扱方針)

第37条 訪問型サービスAは、利用者の介護予防に資するよう、計

画的に行わなければならない。

- 2 訪問型サービスA事業者は、自らその提供する訪問型サービスAの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態となることなく自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 訪問型サービスA事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(訪問型サービスAの具体的取扱方針)

第38条 訪問型サービスA従事者の行う訪問型サービスAの方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 訪問型サービスAの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報の伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

(2) 訪問事業責任者は、必要に応じて、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問型サービスAの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した訪問型サービスA計画を作成するものとする。

(3) 訪問型サービスA計画は、既に介護予防ケアプラン等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

- (4) 訪問事業責任者は、訪問型サービスA計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) 訪問事業責任者は、訪問型サービスA計画を作成した際には、当該訪問型サービスA計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 訪問型サービスAの提供に当たっては、介護予防ケアプラン等及び訪問型サービスA計画が作成されている場合は当該訪問型サービスA計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 訪問型サービスAの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 訪問型サービスAの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (9) 訪問事業責任者は、介護予防ケアプラン等又は訪問型サービスA計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、介護予防ケアプラン等又は訪問型サービスA計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防ケアプラン等を作成した第1号介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (10) 訪問事業責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防ケアプラン等を作成した第1号介護予防支援事業者等に報告しなければならない。
- (11) 訪問事業責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて訪問型サービスA計画の変更を行うものとする。
- (12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する訪問型サービスA計画の変更について準用する。

(訪問型サービスAの提供に当たっての留意点)

第39条 訪問型サービスAの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

(1) 訪問型サービスA事業者は、サービスの提供に当たり、指定介護予防支援又は第1号介護予防支援事業におけるアセスメントにおいて把握された課題、訪問型サービスAの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。

(2) 訪問型サービスA事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

第3章 通所型サービスA

第1節 基本方針

(基本方針)

第40条 通所型サービスAの事業は、引きこもりがちな高齢者や軽度認知症等のリスクのある高齢者等に対し、必要な日常生活上の支援や運動、レクリエーション等の提供を行うことにより利用者の心身の機能の維持を図り、もって利用者が自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第41条 通所型サービスAの事業を行う者（以下「通所型サービスA事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「通所型サービスA事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「通所型サービスA従事者」という。）の員数は、次のとおりとする。

(1) 通所型サービスAのみを運営する事業所 通所型サービスA

の単位ごとに、当該通所型サービスAを提供している時間帯に通所型サービスA従事者（専ら当該通所型サービスAの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該通所型サービスAを提供している時間数で除して得た数が利用者の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を10で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数とする。

(2) 当該通所型サービスA事業者が指定居宅サービスに該当する通所介護又は柏原市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第3条第1号イ（ア）に規定する旧介護予防通所介護に相当する通所型サービス事業若しくは指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護（以下「指定通所介護等」という。）の事業を行う者のいずれかの指定を併せて受け、かつ、指定通所介護等のいずれかの事業と通所型サービスAの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている事業所 当該事業所における指定通所介護等及び通所型サービスAの利用者（以下この節において「利用者」という。）の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の通所型サービスAの利用者の数を10で除して得た数に当該事業所において一体的に運営する指定通所介護等の事業において必要となる介護職員の員数を加えた数以上確保されるために必要と認められる数とする。

2 通所型サービスA事業者は、通所型サービスAの単位ごとに前項の通所型サービスA従事者を、常時1人以上通所型サービスAに従事させなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、通所型サービスA従事者は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の通所型サービスAの単位の通所型サービスA従事者として従事することができるものとする。

4 前各項の通所型サービスAの単位は、通所型サービスAであつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるも

のをいう。

(管理者)

第42条 通所型サービスA事業者は、通所型サービスA事業所ごとに専らその業務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、通所型サービスA事業所の管理上支障がない場合は、当該通所型サービスA事業所の他の業務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の業務に従事することができる。

第3節 設備に関する基準

第43条 通所型サービスA事業所は、通所型サービスAの事業を実施するために必要な場所を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに通所型サービスAの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる通所型サービスAの事業を実施するために必要な場所の基準は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とする。ただし、通所型サービスA事業のみを運営する場合においては、通所型サービスAの事業を実施するために必要な場所の面積は、利用定員に2.3平方メートルを乗じた面積以上とすることができる。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該通所型サービスAの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する通所型サービスA事業の提供に支障がない場合は、この限りではない。

4 前項のただし書きの場合（通所型サービスA事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に通所型サービスA以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に柏原市長に届出るものとする。

第4節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第44条 通所型サービスA事業者は、法定代理受領サービスに該当する通所型サービスAを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該通所型サービスAに係る第1号事業費用基準額（柏原市介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービスA事

業実施要綱第5条により算定した費用の額（その額が現に当該第1号事業に要した費用の額を超えるときは、当該現に第1号事業に要した費用の額とする。）をいう。以下この条において同じ。）から当該通所型サービスA事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 通所型サービスA事業者は、法定代理受領サービスに該当しない通所型サービスAを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、通所型サービスAに係る第1号事業費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 通所型サービスA事業者は、前2項の額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

（1）利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

（2）食事の提供に要する費用

（3）おむつ代

（4）前3号に掲げるもののほか、通所型サービスAの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第2号に掲げる費用については、食材料費及び調理に係る費用に相当する額を基本とするものとする。

5 通所型サービスA事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（管理者の責務）

第45条 通所型サービスA事業所の管理者は、当該通所型サービスA事業所の従業者の管理及び通所型サービスAの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 通所型サービスA事業所の管理者は、当該通所型サービスA事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第46条 通所型サービスA事業者は、通所型サービスA事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び業務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 通所型サービスAの利用定員
- (5) 通所型サービスAの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の実業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の整備等)

第47条 通所型サービスA事業者は、利用者に対し適切な通所型サービスAを提供することができるよう、通所型サービスA事業所ごとに、従業者の勤務の体制を整備しておかなければならない。

2 通所型サービスA事業者は、通所型サービスA事業所ごとに、当該通所型サービスA事業所の従業者によって通所型サービスAを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

3 通所型サービスA事業者は、通所型サービスA従事者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第48条 通所型サービスA事業者は、利用定員を超えて通所型サービスAの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得

ない事情がある場合は、この限りではない。

(非常災害対策)

第49条 通所型サービスA事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第50条 通所型サービスA事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 通所型サービスA事業者は、当該通所型サービスA事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(記録等の整備)

第51条 通所型サービスA事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録等を整備しておかななければならない。

2 通所型サービスA事業者は、利用者に対する通所型サービスAの提供に関する次の各号に掲げる記録等を整備し、当該記録等に係る通所型サービスAを提供した日(第1号に掲げる計画にあつては当該計画の完了の日、第3号に掲げる記録にあつては当該通知の日)から5年間保存しなければならない。

(1) 第53条第2号の通所型サービスA計画

(2) 第56条において準用する第17条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第56条において準用する第21条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 第56条において準用する第32条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第56条において準用する第34条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録

(通所型サービスAの基本取扱方針)

第52条 通所型サービスAは、利用者の介護予防に資するよう、計画的に行わなければならない。

- 2 通所型サービスA事業者は、自らその提供する通所型サービスAの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善に努めなければならない。
- 3 通所型サービスA事業者は、通所型サービスAの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 通所型サービスA事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 通所型サービスA事業者は、通所型サービスAの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(通所型サービスAの具体的取扱方針)

第53条 通所型サービスAの方針は、第40条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 通所型サービスAの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を的確に把握して行うものとする。
- (2) 通所型サービスA事業所の管理者は、必要に応じて、前項に規定する利用者の日常生活全般の状況及び利用者の希望を踏まえて、通所型サービスAの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した通所型サービスA計画を作成するものとする。

- (3) 通所型サービスA計画は、既に介護予防ケアプラン等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 通所型サービスA事業所の管理者は、通所型サービスA計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) 通所型サービスA事業所の管理者は、通所型サービスA計画を作成した際には、当該通所型サービスA計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 通所型サービスAの提供に当たっては、通所型サービスA計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 通所型サービスAの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 通所型サービスAの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (9) 通所型サービスA事業所の管理者は、介護予防ケアプラン等又は通所型サービスA計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、介護予防ケアプラン等又は通所型サービスA計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービス提供に係る介護予防ケアプラン等を作成した第1号介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (10) 通所型サービスA事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防ケアプラン等を作成した第1号介護予防支援事業者等に報告しなければならない。

(11) 通所型サービスA事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて通所型サービスA計画の変更を行うものとする。

(12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する通所型サービスA計画の変更について準用する。

(通所型サービスAの提供に当たっての留意点)

第54条 通所型サービスAの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

(1) 通所型サービスA事業者は、サービスの提供に当たり、指定介護予防支援又は第1号介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、通所型サービスAの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。

(2) 通所型サービスA事業者が提供する通所型サービスAは、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。

(3) 通所型サービスA事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷がかかるサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

(安全管理体制等の確保)

第55条 通所型サービスA事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかななければならない。

2 通所型サービスA事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。

- 3 通所型サービスA事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。
- 4 通所型サービスA事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第56条 第8条から第15条まで、第17条、第19条、第21条、第22条、第27条から第28条、第31条から第35条までの規定は、通所型サービスAの事業について準用する。この場合において、第8条及び第27条中「第24条」とあるのは「第46条」と読み替えるものとする。

第4章 雑則

(その他の事項)

第57条 この要綱に規定するもののほか、訪問型サービスA及び通所型サービスAの事業の基準について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。